

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(国税4・地方税7)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来投資促進法」という。)の規定に基づき都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に従って行われる承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)の用に供する施設・設備を新增設した場合に、当該新增設に伴い新たに取得等した資産について、下記の割合により、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けられる。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。 ＜特別償却＞ 機械装置・器具備品 40% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については50%) 建物・附属設備・構築物 20% ＜法人税額等の税額控除＞ 機械装置・器具備品 4% (地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業については5%) (地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業については6%) 建物・附属設備・構築物 2% 《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長する。(令和8年度末まで) ・地方公共団体が戦略的かつ重点的に支援を行う産業分野を「重点促進分野(仮称)」とし、同分野に対する新たな枠を設ける。 ・地域経済牽引事業計画の期間内(最大5年以内)に行った設備投資について、税制の適用を可能とする。 等 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第5条の5の2、第27

			条の 11 の2 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、附則第 8 条第 5 項
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 29 年度: 創設 平成 31 年度: 延長・拡充(※1) 令和 3 年度 : 延長・拡充(※2) 令和 5 年度 : 延長・拡充(※3) 令和 6 年度 : 拡充(※4) (※1)直近事業年度の付加価値額増加率が一定以上の事業について、地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として、機械等に係る特別償却率・税額控除率の上乗せ措置を新設等した。 (※2)課税特例の要件の客観化・明確化を図るとともに、地域経済のサプライチェーン強靱化に資する事業を新たに支援することなどとした。 (※3)対象事業において、特に高い付加価値を創出する事業を地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業として対象に追加等した (※4)対象事業において、一定の要件を満たす中堅企業が行う事業を地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業として対象に追加した
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。 《政策目的の根拠》 ○地域未来投資促進法 第 1 条 地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023[令和 5 年 6 月 16 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (中堅・中小企業の活力向上) 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。(略) ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 [令和 5

			年6月 16 日閣議決定] Ⅷ. 経済社会の多極化 1. デジタル田園都市国家構想の実現 (2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の整備 ⑤ 中堅・中小企業の振興 地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、人手不足の解消に向けた省人化投資や経営戦略作り、人材の獲得・育成・定着に向けた取組や外需獲得、M&A、イノベーション等の取組について、予算・税制等により、集中支援を行う。																						
	②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展																						
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率：年2％以上（令和2年度～令和6年度幾何平均）[第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020 改訂版)】 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の成長発展の基盤強化に特に資する本税制措置の対象事業者は、設備投資額の一定割合について、特別償却又は法人税額等の税額控除を受けることにより、事業者の予見可能性を確保しつつ、設備投資初年度の資金負担が軽減される。このことにより、地域企業の積極的な設備投資が促進され、地域企業の成長・生産性向上に資するものとなっている。																						
10	有効性等	① 適用数	○適用件数 (単位：件) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 29</th><th>30</th><th>令和 元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr><tr><td>適用 件数</td><td>7</td><td>185</td><td>298</td><td>336</td><td>366</td><td>363</td><td>320</td><td>282</td><td>精査 中</td><td>精査 中</td></tr></table> (注) 算定根拠については別紙参照	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	適用 件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査 中	精査 中
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8															
適用 件数	7	185	298	336	366	363	320	282	精査 中	精査 中															
	②	適用額	○適用額 (単位：億円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>平成 29</th><th>30</th><th>令和 元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th></tr><tr><td>適用額</td><td>1</td><td>120</td><td>229</td><td>324</td><td>361</td><td>339</td><td>294</td><td>342</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr></table> (注) 算定根拠については別紙参照	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	適用額	1	120	229	324	361	339	294	342	精査中	精査中
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8															
適用額	1	120	229	324	361	339	294	342	精査中	精査中															

③	減収額	○減収額																																										
		(単位:億円) <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 29</td><td>30</td><td>令和 元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0.59</td><td>50</td><td>82</td><td>105</td><td>115</td><td>108</td><td>131</td><td>150</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr><tr><td>法人 住民税</td><td>0.04</td><td>2.9</td><td>5.7</td><td>5.6</td><td>5.6</td><td>5.4</td><td>9.1</td><td>10.5</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr><tr><td>法人 事業税</td><td>0.03</td><td>6.6</td><td>12</td><td>19</td><td>22</td><td>21</td><td>14</td><td>16</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr></table> (注)算定根拠については別紙参照	年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	法人税	0.59	50	82	105	115	108	131	150	精査中	精査中	法人 住民税	0.04	2.9	5.7	5.6	5.6	5.4	9.1	10.5	精査中	精査中	法人 事業税	0.03	6.6	12	19	22	21	14	16
年度 区分	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8																																		
法人税	0.59	50	82	105	115	108	131	150	精査中	精査中																																		
法人 住民税	0.04	2.9	5.7	5.6	5.6	5.4	9.1	10.5	精査中	精査中																																		
法人 事業税	0.03	6.6	12	19	22	21	14	16	精査中	精査中																																		
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 企業活動基本調査により得られる最新のデータが令和4年度実績であり、政策目標の測定期間のデータが得られていないため、現時点において、政策目標の達成状況を評価することはできない。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。 なお、参考値として、企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率(平成29年度から令和元年度)は▲1.2%であったのに対し、令和2年度から令和4年度の測定対象群の常時従業者一人当たり付加価値額変化率は+4.0%であった。 政策目標である常時従業者一人当たり付加価値額変化率:年2%以上は直近3か年度では達成できているが、これは令和3年度の伸び率が顕著に高かったためであり、令和4年度は物価高の影響等により、再度マイナスとなっているため、目標値の達成のためには、引き続き、本税制措置を講じる必要がある。 常時従業者一人当たり平均付加価値額の各年度における前年度からの伸び率は以下の通り。 <table><tr><td>年度 区分</td><td>平成 29</td><td>30</td><td>令和元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>伸び率</td><td>+8.5</td><td>▲2.3</td><td>▲9.0</td><td>▲4.0</td><td>+18.0</td><td>▲0.9</td></tr></table> なお、常時従業者数一人あたり付加価値額の算定方法は以下の通り。 - 常時従業者数一人あたり付加価値額＝地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の(付加価値額の合計)÷(従業者数合計の合計) - 付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課 - 費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置の政策効果を検証するため、令和2年に地域経済牽引事業計画の承認を受け、本税制措置に係る課税特例の確認を受けた企業群(以下「処置群」という。)について、平成30年から令和2年までの売上高・従業員数・付加価値額・域内取引額の各指標の伸び率を下記の手法により確認した。 ① 傾向スコアマッチングによる対照群の特定	年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4	伸び率	+8.5	▲2.3	▲9.0	▲4.0	+18.0	▲0.9																												
年度 区分	平成 29	30	令和元	2	3	4																																						
伸び率	+8.5	▲2.3	▲9.0	▲4.0	+18.0	▲0.9																																						

			処置群の各企業について、売上高・従業員数等の企業規模等が類似しており、政策措置を受ける確率（傾向スコア）が最も近い企業をマッチングさせる。この手法によりマッチングされた比較対象の企業群を対照群とする。 ③ 「差の差」の手法による政策効果の特定 各指標について、(a)処置群における平成 30 年と令和2年の差分と、(b)対照群における平成 30 年と令和2年の差分を計算した上で、(a)と(b)の差分を政策効果とする。 この結果、いずれの指標においても+10～30%pt 程度の差分が政策効果として生じており、本税制措置による政策効果が確認できる。したがって、引き続き、本税制措置を講じることにより、将来についても、地域企業の成長・生産性向上を通じた政策目標の達成に寄与すると認められる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	我が国の地域経済は、人口減少・高齢化といった構造的課題に加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料費・エネルギー価格の高騰の影響等により、厳しい状況が継続している。このような状況の下、地域経済を牽引する企業の設備投資を後押しし、地域全体の成長・生産性向上を図っていくことは、重要な課題となっている。 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、地域への相当の経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。この点に着目し、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して本税制措置等を講じ、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきたところである。本税制措置については、地域企業の設備投資の促進や付加価値の創出に寄与しており、引き続き措置を講じることが重要である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、 ①青色申告書を提出する個人または法人が、 ②地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者への相当の経済的効果を及ぼすと認められるものとして、都道府県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けた上で、 ③地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 この際、地域経済牽引事業を行おうとする地域が、当該産業の新興を重要なものと位置づけ、当該産業の振興に関する計画を策定することなどが求められており、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例を措置しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者に関する本税制措置以外の主な支援措置として、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度等を設けている。 地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一

			定未満の地方公共団体が、承認地域経済牽引事業者に対して地方税（固定資産税、不動産取得税）を課税免除等した場合に、その減収額の一部を補填するものである。この措置は、財政基盤が乏しい地方公共団体においても積極的に地域経済牽引事業が促進できるよう、国が地方公共団体に対して支援を行うものであり、本税制措置とは目的及び支援対象が異なっている。 また、株式会社日本政策金融公庫等による融資制度は、日本政策金融公庫が承認地域経済牽引事業者に対して長期かつ固定金利での融資を行うものであり、設備投資の前段階の資金調達を支援するものであるから、本税制措置とは目的が異なっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに適合するものとして都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画に関して、課税の特例措置を講じるものである。本税制措置により、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業が促進され、地域の成長発展の基盤強化に資するため、地方公共団体が協力する相当性を有する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4経産 01)